

魚沼地区障害福祉組合無断外出対策規程

平成28年6月9日

訓令第5号

魚沼地区障害福祉組合無断外出対策規程(平成16年魚沼地区障害福祉組合訓令第14号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 園長は、魚沼学園及び魚沼更生園を利用する児童及び利用者(以下「利用児者」という。)の無断外出(以下「無外」という。)発生時において、敏速かつ有効的に対応し、無外した利用者(以下「無外児者」という。)の早期発見を期すことを目的としてこの規程を定める。

(搜索の備え)

第2条 魚沼学園及び魚沼更生園の課長(以下「課長」という。)は、無外における利用児者の搜索に関して、次の各号の搜索必需品等を備える。

- (1) 利用児者の顔写真と必要な記載事項
- (2) 利用児者の保護者等の連絡先
- (3) 無外児者の搜索に必要な管内の地図
- (4) 関係機関等の連絡先
- (5) その他必要なもの

(搜索本部の編成)

第3条 職員は、勤務中に利用児者の無外が判明した場合には、園長及び利用児者の所属課長に報告する。

- 2 課長は、勤務職員だけの搜索では発見が困難であると判断した場合には、勤務していない職員に緊急出動の連絡を行い、搜索を継続する。
- 3 園長は、管理者に無外の報告をするとともに、次の各号により搜索本部(以下「本部」という。)を設置する。
  - (1) 本部は、園長室に置く。
  - (2) 本部の隊長は園長とし、園長不在時には上級職員がその責務を負う。
  - (3) 本部の職員は、園長、庶務課長、課長及び無外児者の所属係長とする。ただし、無外の状況に応じて本部職員の変更及び職員の増減をすることができる。
  - (4) 無外児者の所属係長は、第2条第1項各号の必需品を準備するとともに、無外判明時点での無外児者の状態や特徴、着衣等の情報を整理する。
  - (5) 無外児者の所属課長は、本部に集合した職員へ無外の状況を説明する。
  - (6) 園長は、本部に集合した職員と搜索に関して協議し、搜索範囲及び搜索職員の搜索配置を行う。ただし、園長が不在時には上級職員がその責務を負う。
  - (7) 搜索活動にあたる職員は、無外児者の無外状況を十分に把握し、安全に注意して搜索を行う。搜索に使用する自動車は、基本的に公用車とし、必要に応じて私有車を使用する。又、本部へは定期的に搜索状況を報告し、本部の指示を仰ぐ。
- 4 園長は、職員の搜索だけでは無外児者の発見が困難であると判断した場合には、管理者

と協議し、次の各号に掲げる関係機関に搜索の協力依頼及び情報連絡を行う。

(1) 搜索依頼を行う関係機関

- ア 警察署及び駐在所
- イ 魚沼市消防本部
- ウ 地域消防団
- エ 駆付員
- オ 近隣地域役員

(2) 搜索の情報連絡等

- ア 無外児者の保護者若しくは親族
- イ 無外児者の施設利用委託機関
- ウ 無外児者出身市町の障害福祉担当課
- エ 立ち寄りそうな建物や店舗
- オ 公共交通機関関係
- カ その他必要な所

(無外児者が発見された場合)

第4条 本部の職員は、搜索中の職員若しくは外部から無外児者発見の連絡があった場合には、搜索中の職員に無外児者発見の連絡をするとともに、前条第4項各号に掲げる関係機関にも連絡する。

- 2 無外児者の所属課長（以下「所属課長」という。）は、無外該当利用児者の保護者若しくは親族（以下「保護者等」という。）に発見の連絡をする。
- 3 本部の職員は、発見箇所に近い搜索職員に無外児者の受入の指示を行う。
- 4 無外児者を受入した職員は、無外児者の発見者又は通報者にその状況を聴取する。
- 5 看護師は、無外児者の健康やケガ等の状況を確認し、必要に応じて医療機関に通院等の処置を行う。
- 6 園長は、管理者に無外児者の発見と状況を連絡する。

(無外児者が発見されない場合)

第5条 園長は、本部の職員に搜索活動の状況を整理させ、その搜索状況と搜索経過時間により、無外児者が発見されない場合においては、次の各号による。

- (1) 第5条第2項及び第4項による搜索活動を行っても無外児者が発見されない時は、管理者との協議により、一時搜索活動を中断する。この場合、事前に無外児者の保護者等と協議し了解を得る。
- (2) 園長は、搜索活動を継続する場合は、事前に管理者及び関係機関等の助言を得て本部会議を開催し、搜索方針を協議する。又、その搜索方針を管理者に報告し、了解を得る。

(無外の報告書)

第6条 所属課長は、無外児者の無外状況を別記の報告書に記入し、園長に報告する。

- 2 園長は、必要に応じて関係機関に報告書の提出を行う。

(再発防止の対応)

第7条 園長は、利用児者の無外があった場合、所属課長に利用児者の無外の原因、今後の

支援活動及び再発防止策を講じるよう指示する。

(その他)

第8条 園長は、この規程のほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。